



# 神奈川県警察からのお願い

平成28年11月号外  
神奈川県警察本部  
生活安全総務課

## 『臨時福祉給付金（経済対策分）』 （簡素な給付措置）の支給に伴う注意喚起

平成29年3月以降、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付金）が市町村において支給されることに伴い、厚生労働省から、下記の内容で注意喚起がなされています。

今後、同給付金の支給を口実とする振り込め詐欺等の発生が懸念されますので、県民の皆様に対する広報啓発をお願いいたします。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う影響を緩和するため、支給対象者の方には、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）が支給されますが以下についてご注意ください。

### 『臨時福祉給付金（経済対策分）』（簡素な給付措置）の振り込め詐欺・個人情報の詐取にご注意ください。

- 市町村や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世界帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を紹介することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省などをかたった電話がかかってくる、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署に御連絡ください。

# 横浜市 2つの給付金。

**申請期限** 平成29年2月1日(消印有効)

平成26年4月の消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者を支援します。

平成28年度  
臨時福祉給付金

1人につき3千円

支給対象者

平成28年度の市民税が非課税の方  
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

障害・遺族基礎年金  
受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金等を受給している方  
(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

- 給付金を受け取るには申請が必要です。
- 申請書は対象と思われる方に送付していますが、お手元がない方は、専用ダイヤルまでお問い合わせください。



カミンジャ

振込開始 10月以降  
(1回限り)

年内振込希望者

平成28年10月14日  
までに申請ジャ。



カミンジャ

お問い合わせ



横浜市臨時福祉給付金専用ダイヤル 9時~18時(土日祝日、年末年始も含む)

0120-391-370

※平成29年3月31日まで設置  
(フリーダイヤル) ※携帯電話からも通話可能

FAX:045-664-2271



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

## 平成28年度臨時福祉給付金

### ○ 支給要件

平成28年1月1日時点で横浜市に住民票がある方のうち、平成28年度分の市民税が課税されていない方が対象です。

ただし、

- ・あなたを扶養している方が課税者の場合
- ・生活保護の受給者である場合

などは、対象とはなりません。

※中国残留邦人等に対する支援給付などを受け取っている方も対象とはなりません。

※「高齢者向け給付金」、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の支給対象者も要件に該当すれば受給できます。

### ○ 支給額

1人につき **3千円**  
(支給は10月以降1回限りです。)



## 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

### ○ 支給要件

下記2つの要件を共に満たす方が対象です。

・平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者  
左記、臨時福祉給付金の支給要件のとおりに。

・平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者

※高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給した方は対象外となります。

※障害厚生年金・遺族厚生年金のみを受給している場合は対象外となります。

### ○ 支給額

1人につき **3万円**  
(支給は10月以降1回限りです。)



表1  
市民税が課税されない  
収入の目安  
(非課税限度額)

※あくまでも目安です。個別の申告状況により、限度額は異なりますのでご注意ください。

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.7万円
夫婦子2人	255.7万円

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦	65歳以上	211万円
	65歳未満	171.3万円

**申請期間** 平成28年8月1日～平成29年2月1日

## 申請方法

### 1 申請書 などを受け取る

対象となる可能性がある人に「お知らせ(申請書などを同封)」を8月から順次発送していますが届かない場合は専用ダイヤルにご連絡いただければ送付します。

### 2 必要書類 を提出

「記入した申請書」と「必要な添付書類※(本人確認書類・通帳のコピー等)」を返信用封筒に入れて返送してください。

※横浜市に臨時福祉給付金の申請をされたことのある方は原則不要です。

**申請期限** 平成29年2月1日(消印有効)

申請書の未着が理由であっても期限後の受付はできません。

### 3 給付金 の振込

審査後結果通知を送付します。申請内容を確認後、不備などがなければ、1～2か月後に、給付金を指定口座に振り込みます。支給は10月以降1回限りになります。

**年内振込希望者** 平成28年10月14日までに申請ください。

※平成28年10月14日までに申請されても、不備等で年内に振込ができない場合があります。